令和7年度

事 業 計 画 書

自：令和7年4月 1日

至：令和8年3月31日

社協のマークは、

社会福祉の「社」を図案化し「手をとりあって、明るい幸せな社会を建設する姿」を表しています。

社会福祉法人 八重瀬町社会福祉協議会

基 本 方 針

基本理念「地域住民を主体として、結の心で支え合うふれあいのまちづくり」

地域福祉を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、誰もが安心して生活できるよう、地域、専門機関、行政が一体となって支える体制を構築し地域共生社会の実現を目指すことが今日の目標となっています。

個人・世帯では、8050問題やダブルケア、生活困窮、ひきこもり、社会的孤立等、同一世帯内に複数の地域生活課題が複雑に絡み合い、分野を越えた公的支援や地域との連携による支援など新たな支援体制が求められています。

法人運営では、組織運営体制の強化や財務状況の透明性を確保し、適切な法人運営に努めてまいります。

こうした情勢の中、本会は、地域福祉推進の中核的組織として、令和6年度からの「第3次地域福祉（活動）統合計画」に基づき住民が主体的に地域課題に向き合う体制づくりや、地域力が発揮できるよう「小地域福祉活動計画（字・自治会単位）」の策定を目指してまいります。

社協は今、地域福祉推進の中心的な担い手として、その役割が十分に果たせるのかが問われています。

本会では、沖縄県社協が提唱しているTHANKS(サンクス)運動～地域の人々が明るいネットワークを築き支え合う社会の実現を目指し、役職員一人ひとりが使命感を持ち、求められる役割を最大限に発揮し、地域福祉（活動）統合計画の基本理念である「地域住民を主体として、結の心で支え合う ふれあいのまちづくり」の実現に向けて関係機関と手を携え、地域福祉の推進には欠かせない存在となるよう努めてまいります。

運 営 方 針

「人、世代、地域をつないで、共に生きる社会を築く」

・生活の困りごとを抱えた方の声に耳を傾け、気持ちに寄り添い、我が事として考えます。

・日頃から、積極的に情報を収集し、地域の課題解決に取り組みます。

・誰もが安心して暮らせる地域の仕組みづくりに向け、関係機関・団体と連携・協働します。

「誰もが安心して暮らせる地域の仕組みづくり」

地域の福祉課題を地域全体で解決する活動を推進し、新たな活動や事業の開発、提言活動を行うとともに、住民主体の原則に則り、住民参加と関係機関・団体との連携・協働による誰もが安心して暮らせる地域の仕組みづくりに取り組みます。

「尊厳の尊重と個別支援」

社会福祉援助の根本である個人の尊厳を尊重し、生活の困りごとを抱えた地域住民の声に耳を傾け、気持ちに寄り添いながら、その方が地域の一員として安心して暮らせるよう支援するとともに、社協の持つ重層的なネットワークで生活課題を捉え、個別の支援につなげます。

「災害に強い地域づくりと災害時福祉支援活動」

災害時の支援を行う使命と役割を理解し、地域の防災力強化のため、日頃から関係機関・団体と連携して災害時福祉支援活動の基盤強化を図ります。また、災害時には、地域資源を最大限に活用し、被災地住民が一日も早く日常を取り戻せるよう、関係機関・団体とともに総力を挙げて取り組みます。

「未来につなぐ適正な法人運営」

これら4つの重点事項を実現するためには、本会の適正な法人運営が欠かせないという視点から、理事会・評議員会の組織運営とともに、事業管理、人材の育成、労働環境の整備、持続可能な組織運営のための財政基盤の強化に努めます。

基本目標１ 協働の心でつくる町民が主役のまちづくり

住み慣れた地域でいつまでも生活していくためには、町民の自主的・主体的な地域福祉活動が欠かせません。町は、その基盤整備として、活動の担い手の育成、拠点・財源の確保について、町民と協働して取組みを進めていきます。また、保健福祉の相談体制など地域福祉推進の体制づくりや世代や分野を問わない居場所づくり等を町民との対話を図りながら進めていきます。

行動目標１-１	できることを活かして地域活動に参加しよう

【行動目標の推進状況を把握するための計画指標】　※第二次地域福祉（活動）計画の現状値

◆意識調査　◇活動実績	現状値（令和４年度）	目標値（令和１１年度）
◇支え合い委員会の設置	33 字・自治会	34 字・自治会
◇ミニデイサービス事業実施地区数	29 字・自治会	34 字・自治会
◇いきいきサロン事業実施地区数	１１字・自治会	34 字・自治会
◆障がい者の社会参加の取組みを知っている人の割合	8.8%	30%
◇手話奉仕員の登録者数	44 人	55 人

[行動目標を実現するために]
①一人ひとりができることを活かす活動づくりの推進　②住民主体の参加しやすい活動支援
住民一人ひとり（自助）、住民同士（互助）、社会保障等の相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）

自助：自分(個)

〇隣近所とあいさつや立ち話ができるような関係を続けよう。
〇地域の集まりに参加し、自らの地域を知ろう。
〇できることを活かして住民主体の活動に参加しよう。
〇地域の子どもは、地域で守り育てていけるよう子育て支援に積極的に参加し協力しよう。

互助①：自治会、支え合い委員会等（地域団体）、ボランティアグループ等（福祉団体）、民生委員・児童委員

〇地域の行事やイベントごとの情報発信をしよう。
〇支え合い委員会で地域の福祉課題について話し合う場を作ろう。
〇住民の主体的活動を推進しよう。

互助②：商店・企業等

〇地域のイベント等の開催に協力し、地域づくりに参加しよう。
〇空き店舗やスペースなどを活用し、住民主体の活動を支援しよう。

互助③：福祉関係機関

〇地域の集まりやイベントに積極的に参加し、繋がりを作ろう。

共助：福祉関係機関

〇支え合い委員会等に参加し、専門的な助言と支援をしよう。

公助（社協事業）

①地域活動への参加促進の支援[地域福祉計画／高齢者計画／障害者計画]

- 住民活動拠点の自主管理運営支援とボランティアによる地域活性化促進を図る。
- 様々な人が交流できる居場所づくりに向けた参加支援等を行う。
- 主体的な生きがいづくり・健康づくりを支援する。

１.「地域コミュニティネットワーク事業の展開（コミュニティの活性化）」

※各支え合い委員会等との連携を強化します。

２.「コミュニティソーシャルワーカー（校区担当職員）の配置」

※地域に出向き人と人の結びつきを強めるコミュニティ活動を推進しながら地域課題の発見、解決に向けた取組みに繋げます。

３．小地域（字・自治会ごと）福祉活動計画の推進

※希望、または CSW（コミュニティソーシャルワーカー）からの推薦を受けた字・自治会と協働で策定します。

②介護予防事業の充実・強化[地域福祉計画／高齢者計画]

- 地域福祉力向上と高齢者支援の推進を図る。
- ミニデイサービスの魅力的な活動展開と生活習慣病予防の強化・拡充を図る。

４.「ミニデイサービス事業」（社会福祉課より受託）

※公民館や集会所を拠点に、住民主体で取り組む健康･体力づくりを積極的に推進していきます。

５.「生きがいデイサービス事業」（社会福祉課より受託）

※介護状態を予防するため、社会福祉会館において体力づくりなどの活動を実施し、社会的孤立感の解消や自立した生活の促進に取り組みます。

６.「生活支援体制整備事業」（社会福祉課より受託）

※住民主体の介護予防サービスの充実、地域資源の開発やネットワークの構築を図ります。

７.「ミニデイサービス実施地区連絡会」の開催

※住民主体の活動に繋げるため、連絡会を開催し、情報の共有や意識の統一を図ります。

③子育て支援の推進[地域福祉計画／障害者計画]

- 育児不安解消や乳幼児健全育成推進のため、子育て中の親子交流や情報交換を促進する。
- 食育活動や生活習慣指導、学習支援などを提供することで子どもの居場所づくりを支援する。
- 地域連携と地域子育てサポート体制づくりを支援する。

８．「ファミリーサポートセンター事業」（児童家庭課より受託）

※「サポート会員の養成、スキルアップ講座、情報交換会」

※育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が互いに助け合える相互援助活動を推進します。

９.「子どもの貧困対策支援員事業」（児童家庭課より受託）

※貧困家庭の子どもの福祉の増進に資することを目的に子どもの貧困対策支援員を配置します。

※実態把握、学校や学校教育課、児童家庭課等の関係機関との情報共有を行います。

１０.「子どもの居場所づくり運営補助事業」（児童家庭課より）

※シーちゃんきっず食堂の開設（月・火・木・金)：１７：００～１８：３０

対象：小学１年生～中学３年生　支援が必要な世帯

（学習支援、生活指導、夕食の提供、イベント事業等）

１１.「ファミリーサポートセンター利用負担軽減事業」（児童家庭課より受託）

※利用料６００円。本事業で５００円を補助し経済的負担の軽減を図ります。

１２．支援対象児童等見守り強化事業（児童家庭課より受託）

※支援対象児童等として登録されている子どもの居宅を訪問し、状況の把握や食事の提供を通じて、見守り体制の強化を図ることを目的とします。

(事業内容)

(1)食材等の提供　(2)基本的な生活習慣の習得支援や生活指導

(3)学習習慣の定着等の学習支援　(4)その他会長が必要と認める支援

④障がい者の社会参加促進[地域福祉計画／高齢者計画／障害者計画]

- 地域づくりのため、障害者理解促進の講座・研修を実施する。
- 機能訓練や生活環境拡充を支援する。
- 社協だよりやホームページ等で支援サービス情報発信を強化する。

１３．町身体障害者協会の活動支援

※事務局を補佐する職員を配置し、相互の情報共有や地域貢献活動を支援します。

※障害者理解につながる福祉教育などを推進し、地域福祉活動への参加を促すとともに、活動を支えるリーダーの養成に努めます。

行動目標１-2　地域のみんなで気軽に集える場を広げよう

【行動目標の推進状況を把握するための計画指標】　※第二次地域福祉（活動）計画の現状値

◆意識調査　◇活動実績	現状値（令和４年度）	目標値（令和１１年度）
◆地域で助け合うために近所付き合いは必要だと思う人の割合	53.1%	70%
◆清掃活動や地域行事等の地域活動に参加している人の割合	30.0%	50%
◆字・自治会へ加入している人の割合	59.3%	75%

[行動目標を実現するために]

①みんなが集まりやすい場づくりを進める ②交流とコミュニティ活動の強化を図る

住民一人ひとり（自助）、住民同士（互助）、社会保障等の相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）

自助：自分（個）

○地域懇談会や集会に積極的に参加しよう。

○住民同士「あいさつ」から始めよう。

○住民同士話し合いながら地域課題を自分事として考えよう。

互助①：自治会、支え合い委員会等（地域団体）、ボランティアグループ等（福祉団体）、民生委員・児童委員

○地域課題について話し合う場を企画しよう。

○地域課題と地域の良い所を把握し共有してみよう。

○関係機関に情報の共有を図ろう。

○世代間交流イベントなど誰もが気軽に集える場を作ろう。

互助②：商店・企業等

○地域のイベント等の開催に協力し、地域づくりに参加しよう。

○空き店舗やスペースなどを活用し、住民主体の活動を支援しよう。

互助③：福祉関係機関

○地域の集まりやイベントに積極的に参加し、繋がりを作ろう。

共助：福祉関係機関

○支え合い委員会等に参加し、専門的な助言と支援をしよう。

公助（社協事業）

①地域課題の把握と共有[地域福祉計画／高齢者計画]

- 地域包括ケアシステム構築と課題解決を支援する。
- 地域と行政の情報伝達を強化し、地域協力体制の構築を図る。
- コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域住民や地域資源と連携し地域の子育て支援等、地域の課題解決のための支援を行う。

１４．「生活支援体制整備事業」（社会福祉課より受託）

※生活支援コーディネーターを配置し、住民主体の介護予防サービスの充実を図るとともに、地域資源の開発やネットワークの構築に取り組みます。

１５．生活困窮者支援等のための地域づくり事業（社会福祉課より受託）

※住民の実態把握やニーズ調査を実施しコミュニティづくりに繋げます。

②地域活動やボランティア団体等各種コミュニティ活動支援[地域福祉計画／高齢者計画／障害者計画]

- ボランティア活動・福祉コミュニティ活動等の情報提供とボランティア参加のきっかけづくりと活動の場を提供する。
- 身近な地域で気軽に集う場や地域の活性化の場づくりを推進する。
- 生涯学習・文化・スポーツ活動推進支援・地域コミュニケーションの場を整備する。

１６．「ボランティアセンター機能の充実強化（登録・斡旋・育成）」

※地域活動への支援と協力

※各種団体への支援とボランティア活動の人材強化

※ミニデイ・ファミリーサポートセンターボランティアとの連携強化

※ミニデイサービス・音訳サークル「やえせ」と手話サークル「フラワーハンド」活動費助成と協力

③字・自治会への加入促進[地域福祉計画]

- 魅力ある行事の企画、運営について支援する。
- 広報誌など各種媒体を活用し、自治会の魅力の発信を支援する。

１７．地域福祉活動活性化支援事業助成金（共募・会費還元）

１８．社協だより、ホームページ、SNS への掲載（字・自治会の活動紹介）

※字・自治会の各活動への支援（情報共有、協力体制、広報活動）

行動目標 1-3　福祉活動にかかわる人たちを育てよう

【行動目標の推進状況を把握するための計画指標】　※第二次地域福祉（活動）計画の現状値

◆意識調査　◇活動実績	現状値（令和４年度）	目標値（令和１１年度）
◆当事者団体活動が地域のコミュニティ形成や地域貢献に繋がっていると思う人の割合	76.5%	80%

[行動目標を実現するために]
①当事者団体活動の周知と活動支援を行う　②福祉活動にかかわる人づくりを進める
住民一人ひとり（自助）、住民同士（互助）、社会保障等の相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）

自助：自分（個）
○地域の組織活動を通して、日常的な生活の場での助け合い、支え合いの意識を高めよう。

互助①：自治会、支え合い委員会等（地域団体）、ボランティアグループ等（福祉団体）、民生委員・児童委員
○地域福祉活動の重要性やリーダーの役割を理解し、リーダーの養成に協力しよう。
○当事者団体の活動場所として地域を活用しよう。
互助②：商店・企業等
○地域の一員として地域福祉活動へ積極的に参加しよう。
互助③：福祉関係機関
○各種当事者団体の活動を通して相互の情報共有や地域貢献を支援しよう。

公助（社協事業）

当事者団体の活動支援リーダー養成[地域福祉計画／高齢者計画]
・ 当事者の会（介護者家族の会、依存当事者の会など）組織化等の支援を行う。
・ 商工会や企業、地域の活動組織団体や各分野の当事者組織団体の育成支援とリーダー養成に努める。

１９．町老連、町身障協、町母子会の活動支援（活動を補佐する職員の配置）
※赤十字奉仕団や各種組織団体との連携を強化し、地域全体での支援体制を充実させます。

基本目標２　結の心で支え合う健康・福祉のまちづくり

地域に住む住民同士が子どもから高齢者まで世代を超えた交流を図ることで、自分らしくいきいきと暮らし、みんなが手をつなぎ支え合い、助け合う地域社会をつくります。
また、住民や地域の福祉推進団体等を中心にネットワークづくりを進め、地域の問題を地域で支え合い解決できるようなまちづくりを進めます。

行動目標 2-1　日頃から地域での繋がりを強くしよう

【行動目標の推進状況を把握するための計画指標】　※第二次地域福祉（活動）計画の現状値

◆意識調査　◇活動実績	現状値（令和４年度）	目標値（令和１１年度）
◆見守り緊急時の対応を知っている人の割合	4.0%	30%
◆地域での助け合い活動が活発だと思う人の割合	14.3%	30%
◇小地域福祉活動計画の策定地区数		34 字・自治会

[行動目標を実現するために]
①日頃の繋がりを意識した見守り活動　②住んでいる地域に愛着を持つ
住民一人ひとり（自助）、住民同士（互助）、社会保障等の相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）

自　助：自分（個）
○日常的な近隣住民間の助け合いを継続しよう。
○地域の見守り活動に参加し、地域住民間の結束力を高めよう。
○小地域福祉活動計画を知ろう。

互助①：自治会、支え合い委員会等（地域団体）、ボランティアグループ等（福祉団体）、民生委員・児童委員

〇地域の福祉課題解決のために、町や町社協と連携を図りながら体制を強化しよう。

〇小地域福祉活動計画を策定しよう。

〇近隣住民同士が、様々な生活課題を地域の福祉課題として認識していくために、「地域で暮らすすべての人が、人としての尊厳を持ち、安心した生活が送れるよう、地域社会全体で支え合う」という共通認識を持とう。

互助②：商店・企業等

〇町社協と見守り協定を結び、地域で孤立している方や孤立リスクが高い方の早期発見、円滑な支援に繋げよう。

互助③：福祉関係機関

〇地域社会の一員として、見守り活動等の小地域活動を支援しよう。

公助（社協事業）

①見守り・緊急時対応の仕組みづくりの推進[地域福祉計画／高齢者計画]

- 日頃より急病や事故等に備え、見守り・支援等の体制を整える。
- 近隣住民交流を推進し顔の見える関係づくりを通した地域づくりを推進する。

２０．要援護者見守り活動の推進

２１．緊急医療情報キットの普及・啓発

２２．企業・事業所との見守り活動協定の締結式

②小地域における助け合い活動の推進[地域福祉計画]

- 小地域福祉活動計画を策定し、地域福祉の推進と活動の基盤づくりを行う。
- 住民の生活課題を地域の福祉課題として認識できるよう、見守り活動等の小地域活動を推進する。
- 福祉関連機関と協力し地域の情報発信を強化する。
- 美化作業補助や交通安全見守りで地域の助け合いを強化する。

２３．「小地域福祉活動計画」の策定推進

※地域における住民主体の助け合い活動を推進します。

※地域コミュニティネットワーク事業を推進します。

※支え合い委員会、地域相談所との連携を強化します。

行動目標 2-2　お互いを理解し思いやりの心を広げよう

【行動目標の推進状況を把握するための計画指標】　※第二次地域福祉（活動）計画の現状値

◆意識調査　◇活動実績	現状値（令和４年度）	目標（令和１１年度）
◆子どもを対象とした福祉教育が充実していると思う人の割合	7.2%	20%
◆住民を対象とした福祉教育が充実していると思う人の割合	21.7%	30%

[行動目標を実現するために]

①福祉教育の場づくり・ひとづくり　②身体と心の健康に関心を持つ

住民一人ひとり（自助）、住民同士（互助）、社会保障等の相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）

自助：自分（個）

〇地域で人権や福祉教育について学び・考え・行動できるよう、まちづくりに参加しよう。
〇福祉教育に参加し、福祉活動について関心を持とう。
〇毎年健康診断を受診し、自身の健康づくりに関心を持とう。

互助①：自治会、支え合い委員会等（地域団体）、ボランティアグループ等（福祉団体）、民生委員・児童委員

〇福祉教育の取り組みを理解し、支援しよう。
〇住民懇談会や福祉課題に関するグループワークを開催し、福祉の学びの場を持とう。
〇生活習慣病の予防や健康づくり推進のため運動を重視した集まりを開催しよう。

互助②：商店・企業等

〇福祉教育に関するイベントを積極的に推進しよう。
〇それぞれの強み(資源)を活かしてボランティア活動を推進しよう。

互助③：福祉関係機関

〇町や町社協と協働で福祉教育を推進しよう。
〇福祉展への出展やボランティア活動等を通して福祉教育を推進しよう。

公助（社協事業）

①福祉教育の推進[地域福祉計画／高齢者計画／障害者計画]

- 当事者や福祉関係機関と連携し、福祉教育の充実を図る。
- 福祉に興味を持つきっかけとなるような取り組みを推進する。
- 地域福祉活動に参画する福祉人材を育成する。
- 心のバリアフリー推進を図る。

２４．福祉教育プラットフォーム会議の実施

※インクルーシブ教育の推進に伴い、車いす・アイマスク・ロービジョン体験に加え、当事者理解やパラスポーツ等を通した交流プログラムの充実・強化を図ります。

２５．小学校等の福祉教育への参画（車イス、アイマスク体験、講話）

※福祉教育（総合学習）に企画から参加協力します。

２６．小・中・高校生ボランティア研修会の実施

※夏休み期間中に思いやりの心を育む研修会を開催します。

２７．ボランティア活動推進校の指定並びに連絡会の実施

※保育園、幼稚園、小学校・中学校・高校を「ボランティア活動推進校（園）」に指定し福祉教育を推進します。

２８．小学校におけるクラブ活動の運営協力

※社会福祉施設や当事者団体（身協）、ボランティア団体（手話・音訳サークル等）の協力のもとクラブ活動を支援します。

２９．２４時間テレビ４８「愛は地球を救う」街頭募金の実施

※高齢者、障害者また地球環境保護支援、災害援助、海外人道援助等の支援に活用することを目的として実施協力します。

３０．福祉教育（町民向け）の推進

※住民対象の福祉教育を推進します。支え合い委員会や民生委員・児童委員と連携し講演会、社会貢献や生きがいづくり教室等を実施します。

②健康づくりの推進[地域福祉計画／高齢者計画／再犯防止計画]

- 健康診断の受診を推進し、病気の早期発見を目指す。
- 身体の健康や心の健康づくりを推進できるような活動を展開する。
- 健康づくりをテーマに地域活動を展開する。

行動目標 2-3　みんなが支え手となれるよう行動しよう

【行動目標の推進状況を把握するための計画指標】　※第二次地域福祉（活動）計画の現状値

◆意識調査　　◇活動実績	現状値（令和４年度）	目標値（令和１１年度）
◆職員の対応や説明が良いと思う人の割合	役場 21.0% 社協 40.1%	役場 30% 社協 50%
◇社会福祉士や精神保健福祉士の専門職員の配置状況（社会福祉協議会/正職員）	４人	８人

[行動目標を実現するために]

①地域資源の活用強化　②地域の支え手育成

住民一人ひとり（自助）、住民同士（互助）、社会保障等の相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）

自助：自分（個）

〇地域行事や活動に関心を持とう。

〇地域を支える人材として研修等に積極的に参加しよう。

互助①：自治会、支え合い委員会等（地域団体）、ボランティアグループ等（福祉団体）、民生委員・児童委員

〇町や町社協と協働し、地域で活動する人材を発掘育成しよう。

〇支え合い委員会を継続して、地域の声に耳を傾けよう。

互助②：商店・企業等

〇町内の企業等と連携を強化し、地域における公益的活動に取り組んでみよう。

〇利用者へ福祉的配慮ができるよう研修を開催しよう。

互助③：福祉関係機関

〇町内の社会福祉関係機関の連携を強化し、地域における公益的活動に取り組もう。

〇職員の資質向上のため積極的に研修を取り入れよう。

公助（社協事業）

①地域福祉推進資源の強化[地域福祉計画／高齢者計画]

- 地域の企業や福祉機関と連携しながら地域の課題解決に取り組む。
- 地域福祉推進のため相談窓口等を強化する。
- 地域資源（公園等）を整備し、憩いの場を創出する。

３１．社会福祉法人施設等との連絡会の開催

※社会福祉法人施設等連絡会を開催し情報交換や困難事例研究と解決に向けた取組みを図ります。

②研修制度の強化、専門職員の配置・育成　[地域福祉計画／高齢者計画／障害者計画]

- 町民から協働のパートナーとして信頼を得られる職員を育成する。
- 専門的な見地から助言ができる人材の育成・充実を図る。

３２．職員間の企画調整会議、CSW 調整会議等の開催

※情報の共有化と職員間の連携　※職員研修等の充実・強化

※専門知識・スキルを持った職員の配置、育成

基本目標３　利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

地域で自分らしく安心して暮らすことを誰もが望んでいます。そのためには、分かりやすく正確な情報を必要な人が必要なときに利用して自己決定できると共に、安心して自らの情報を発信できること、そして就労を希望する方が就労に繋がりやすい仕組みづくりが必要です。このような情報を共有する仕組みづくりに取組みます。

行動目標 3-1	みんなで困りごとを受け止め安心に繋げよう

【行動目標の推進状況を把握するための計画指標】　※第二次地域福祉（活動）計画の現状値

◆意識調査　◇活動実績	現状値（令和４年度）	目標（令和11年度）
◆福祉の相談窓口を知っている人の割合	23.5%	50%

[行動目標を実現するために]

①困っていることや心配事を気軽に相談する　②相談しやすい環境を作る

住民一人ひとり（自助）、住民同士（互助）、社会保障等の相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）

自助：自分（個）

〇困りごとについて、一人で抱え込まずに相談しよう。
〇地域相談窓口の開所日を知ろう。
〇地域の民生委員・児童委員を知ろう。

互助①：自治会、支え合い委員会等（地域団体）、ボランティアグループ等（福祉団体）、民生委員・児童委員

〇相談者が相談しやすい仕組みを作ろう。
〇地域住民の立場から、相談者に寄り添う姿勢を心がけよう。
〇相談者の同意を得られた場合は、支え合い委員会で共有し、解決に向けて話し合おう。
〇地域で解決が難しい場合は、町や町社協と連携して取り組もう。

互助②：商店・企業等

〇移動販売や出張イベントなど、地域住民が参加しやすい場づくりに協力しよう。

互助③：福祉関係機関

〇地域の相談窓口で、福祉関係機関の情報説明をしよう。
〇出張説明会等を実施し、地域の方に取り組みを伝えよう。

公助（社協事業）

①相談体制の確立[地域福祉計画／高齢者計画／障害者計画／再犯防止計画]

- 各課題に対応する相談窓口を周知し、利用を促進する。
- 各相談窓口が連携を図り、包括的に相談支援に取り組むとともに、適切なサービスに繋げる連携体制づくりを行う。
- 関係機関との連携を強化し、多様な課題に対応できるネットワーク体制の構築を目指す。
- ニーズに合わせアウトリーチによる相談支援と伴走型支援の充実を図る。
- 各種研修会等で相談員の資質向上を図る。

３３．ふれあいプラザ相談所の開設（※社会福祉課より受託）

※ふれあいプラザ相談所と地域窓口相談所との連携を図ります。

一般相談（月曜日～金曜日）

専門相談【心の相談　毎週木曜日　行政相談　毎月第２火曜日】

【法律相談（弁護士）毎月第２・第４水曜日】

３４．フードドライブ事業の継続

※個人や企業から食品を提供してもらう仕組みをつくり生活困窮者等に無償で提供します。

３５．たすけあい金庫貸付事業の継続

※緊急要保護世帯に、小口の生活資金等の貸付を行います。

３６．地域窓口相談所の充実・強化

※研修会への派遣又は開催し地域相談員の資質向上を図ります。

３７．生活福祉資金貸付事業（※県社協から受託）

※低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支え自立更生に向け支援します。

生活福祉資金特例貸付　債権管理期間の充実（※県社協から継続受託）

債権管理期間とは、

１期（令和４年度）２期（令和５～７年度）３期（令和８～１２年度）

４期（令和１３年～１７年度）

再貸付の最終償還期限（償還猶予１年間を含む）までの１３年間（令和５～１７年度）

市町村社協相談体制の強化を図り、県社協とともに増加している生活福祉資金貸付制度に関する相談への対応を図る。

「特例貸付の借り受け人へのフォローアップ支援」

① 特例貸付の償還（猶予、少額返済含む）及び償還免除に関する借り受け人からの問合せへの対応
② フォローアップ支援についてアウトリーチを含めた借り受け人への対応
③ 生活福祉資金貸付事業（本則）に関する相談
④ 生活福祉資金の貸し付けに至るか分からない状況下での総合的な生活相談への対応
⑤ 県社協との協働による滞納世帯への償還支援（償還指導）の対応
⑥ 生活困窮者自立支援機関や福祉事務所等、関係機関との連携対応
⑦ 県社協及び全社協、行政（県・国）からの各種調査報告への協力

３８．法外援護金交付事業

※生活福祉資金やたすけあい金庫の貸し付け対象に該当せず、かつ親族等の支援も不可さらに食料提供だけでは厳しい世帯に対して他の制度等へつなげる期間生活費の法外援護費を交付します。

行動目標 3-2　福祉の情報を広く発信し合おう

行動目標の推進状況を把握するための計画指標】　※第二次地域福祉（活動）計画の現状値

◆意識調査　◇活動実績	現状値（令和４年度）	目標（令和１１年度）
◆地域や福祉情報の入手先（町広報）の割合	50.7%	60%
◆地域や福祉情報の入手先（社協だより）の割合	30.6%	60%

[行動目標を実現するために]

①様々な媒体を活用した情報発信（広報誌やホームページSNSなど）を行う。

②福祉情報の共有と伝達

住民一人ひとり（自助）、住民同士（互助）、社会保障等の相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）

自助：自分（個）

○町の発信する情報をキャッチしよう。

○キャッチした情報は家族や知人と共有しよう。

互助①：自治会、支え合い委員会等（地域団体）、ボランティアグループ等（福祉団体）、民生委員・児童委員

〇支え合い委員会にて情報を共有しよう。

〇公民館等にポスターを掲示して情報を広めよう。

〇年代に合わせ地域住民に届くように情報発信を工夫しよう。

互助②：商店・企業等

〇福祉情報のリーフレットやポスターを積極的に設置しよう。

〇福祉に関する情報を知り、共有しよう。

互助③：福祉関係機関

〇リーフレットやポスターを作成し、情報を発信しよう。

〇福祉の専門職として、福祉に関する情報提供に努めよう。

公助（社協事業）

情報提供体制づくりの推進[地域福祉計画／高齢者計画／障害者計画／再犯防止計画]

- 受け手に合わせ多様な媒体の活用、広報誌・ホームページ・SNS で情報提供。
- 住民参加促進、区長会で得た情報を地域住民へ伝達し、地域における課題解決の強化を図る。
- 福祉情報や住民の暮らしに密着した情報の発信と情報提供を行う。

３９．社協だより、ホームページ、SNS の充実（情報提供の拡充）

※福祉や保健・医療・教育・制度等の情報を発信します。

※暮らしに密着した情報やリアルタイムの情報提供を行います。

行動目標 3-3　自分とみんなの権利を守ろう

【行動目標の推進状況を把握するための計画指標】　※第二次地域福祉（活動）計画の現状値

◆意識調査　◇活動実績	現状値（令和４年度）	目標（令和１１年度）
◆福祉サービスの利用手続き援助や、日常的金銭管理等を実施する事業を知っている人の割合	8.2%	20%
◆虐待相談窓口を知っている人の割合	児童　52.7% DV　43.9% 障害　21.5% 高齢　20.4%	60%

[行動目標を実現するために]

①権利擁護について周知　②虐待防止や早期発見を図る

住民一人ひとり（自助）、住民同士（互助）、社会保障等の相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）

自助：自分（個）

〇判断能力が不十分な方が、日常生活で不利益を被らないよう成年後見制度等の情報を周知し合おう。

〇虐待や DV の相談窓口を把握しよう。

〇近隣住民に虐待の疑いがある場合、町に通報しよう。

互助①：自治会、支え合い委員会等（地域団体）、ボランティアグループ等（福祉団体）、民生委員・児童委員

〇独居高齢者や判断能力が不十分な方など不利益を被らないよう成年後見制度の情報を周知し合おう。

〇虐待の疑いがある家庭が地域内で孤立しないよう、情報共有は慎重に行おう。

〇専門的な支援が必要な場合は町や社協と連携しよう。

互助②：商店・企業等

〇万引き等は、判断能力低下や家庭環境も影響している可能性があるため、町や社協と情報を共有しよう。

互助③：福祉関係機関

〇成年後見制度の情報提供・啓発をしよう。

〇施設内虐待防止のため、研修会や勉強会を開催しよう。

公助（社協事業）

①権利擁護の仕組みづくりの推進[地域福祉計画／高齢者計画／障害者計画]

- 成年後見制度の情報提供・啓発を行う。
- 福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理など権利擁護を推進する。
- 障がいを理由とする差別の解消に向けた周知等を行う。

４０．第三者委員の設置

※第三者委員は、利用者と社協の間に入って福祉サービスの苦情内容について聴き取りを行い、中立的な立場で解決に向けた援助を行います。

４１．日常生活自立支援事業の充実・強化（※県社協から受託）

※福祉サービスの情報提供、利用手続きの援助や代行、利用料支払い等

・利用者の権利擁護の推進　・関係機関との連携及びニーズ調査　・生活支援員の養成

②虐待防止の仕組みづくりの推進[地域福祉計画／高齢者計画／障害者計画／再犯防止計画]

- 虐待及び DV の防止と被害者保護を推進する。
- 虐待加害者の暴力に至った背景を含め支援する。
- 虐待の防止・早期発見のため、関係機関との連携を図る。

地域窓口相談所の充実と新規開設への取り組み

行動目標 3-4	働きやすい環境をつくろう

【行動目標の推進状況を把握するための計画指標】　※第二次地域福祉（活動）計画の現状値

計画指標		
◆意識調査　◇活動実績	現状値（令和４年度）	目標（令和１１年度）
◆地区の環境（就労に繋がりやすい）について良いと思う人の割合	11.3%	20%

[行動目標を実現するために]

①住民が役割を持ち活躍できる地域の構築　②働きやすい環境づくりと相談支援・就労支援体制を構築する

住民一人ひとり（自助）、住民同士（互助）、社会保障等の相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）

自助：自分（個）

〇就労に関する悩み事や困りごとなど相談してみよう。

〇様々な事情により暮らしづらさを抱えている人が身近にいることを理解し、社会的課題を把握しよう。

互助①：自治会、支え合い委員会等（地域団体）、ボランティアグループ等（福祉団体）、民生委員・児童委員

〇就労に関する悩みを抱える人の相談に乗ってみよう。

〇様々な事情により暮らしづらさを抱えている人が身近にいることを理解し、社会的課題を整理しよう。

〇就労に困難を抱える方（ひきこもり等）地域で役割や活動できる場への参加を呼びかけよう。

互助②：商店・企業等

〇様々な事情により暮らしづらさを抱えている人が身近にいることを理解し、社会的課題を把握しよう。

〇地域人材の育成の観点から様々な相談機関と連携し、雇用または雇用継続に繋がるよう環境づくりに取り組んでみよう。

互助③：福祉関係機関

〇福祉人材の育成の観点から様々な相談機関と連携し、雇用または雇用継続に繋がるよう環境づくりに取り組んでみよう。

〇農福連携など地域産業との連携、活用を検討してみよう。

公助（社協事業）

①就労支援体制の充実[地域福祉計画／高齢者計画／障害者計画／再犯防止計画]

- 就労に困難を抱える方や高齢者、障がい者等が活躍の場の確保を目的として、商工会等、多様な分野と連携し就労機会の創出に努める。
- 障がいなどにより就労困難な方へ、関係機関と連携し、継続的に相談支援に取り組む。
- 安心して仕事と子育ての両立を図るための支援の充実を図る。

４２．社会参加における農福連携の推進

※地域において孤立している方の社会参加交流を通して役割を持つ地域の一員を自覚してもらい社会的排除を生まない地域づくりを進めます。

基本目標４　調和のとれた安全・安心なまちづくり

ユニバーサルデザインの視点で、バリアフリー整備を推進すると共に、災害時避難行動要支援者を含めた防災対策や再犯防止等を含む防犯対策を推進し、安全と安心のある地域づくりに取組みます。

行動目標 4-1	誰もが地域に出やすい環境をつくろう

【行動目標の推進状況を把握するための計画指標】　※第二次地域福祉（活動）計画の現状値

計画指標		
◆意識調査　◇活動実績	現状値（令和４年度）	目標（令和１１年度）
◆町のバリアフリー整備が充実していると思う人の割合	60.8%	70%
◆地区の環境（交通の利便性）について良いと思う人の割合	29.6%	40%

[行動目標を実現するために]

①バリアフリー・ユニバーサルデザインの環境づくり　②社会参加するための支援の充実

住民一人ひとり（自助）、住民同士（互助）、社会保障等の相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）

自助：自分（個）

〇住民同士、お互いに思いやり、みんなが暮らしやすい町にしよう。

〇地域にあるお宝を大切にし、資源の利活用と住みよい環境を作っていこう。

互助①：自治会、支え合い委員会等（地域団体）、ボランティアグループ等（福祉団体）、民生委員・児童委員
○みんなが住みよい地域を目指し思いやりの心を広げる取り組みをしよう。
○バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点を持ち地域の生活環境や行事を検討してみよう。
○日頃のボランティア活動を活かして困っている人を支えよう。
互助②：商店・企業等
○困っている人を見かけたら声をかけてみよう。
○支援を必要とする人に対し理解を深め、関係機関と連携しよう。
○誰でも利用しやすいやさしい店舗や商品づくりなど配慮や工夫をしよう。
互助③：福祉関係機関
○すべての人が安心して快適に利用できる施設等の環境づくりをしよう。
○日頃の事業活動を活かし、地域の環境整備や社会参加に向けた助言や取り組みを支援しよう。

公助（社協事業）

①バリアフリー化の推進[地域福祉計画／高齢者計画／障害者計画／再犯防止計画]
・ バリアフリー施設の整備を推進する。
・ ユニバーサルデザインに基づき広報を作成する。

43．ユニバーサルデザインの情報提供、啓発活動
※「ユニバーサルデザイン」とは、「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間等をデザインすること。

②移動交通手段の充実[地域福祉計画／高齢者計画／障害者計画]
・ 福祉機器を貸し出し社会参加の促進を図る。
・ 地域のみんなが安心できる移動手段を拡充する。

44．福祉機器（用具）貸出事業
※アシストシルバーカー（コロナ交付金）、歩行器、車いす、介護用ベッド。ポータブルトイレ（提供）

行動目標 4-2	防犯・防災の意識を高めよう

【行動目標の推進状況を把握するための計画指標】　※第二次地域福祉（活動）計画の現状値

◆意識調査　◇活動実績	現状値（令和４年度）	目標（令和11年度）
◆地区の環境（防犯・防災）について良いと思う人の割合	防犯 32.1% 防災 15.6%	防犯 40% 防災 40%
◆要援護者の災害時の避難場所の認知度の割合	8.2%	30%
◆地区（字・自治会）で指定された避難場所を知っている人の割合	39.7%	50%

[行動目標を実現するために]
①防犯意識の高揚と対策強化　②災害に強いまちづくりの取り組みの推進「八重瀬町地域防災計画」
住民一人ひとり（自助）、住民同士（互助）、社会保障等の相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）

自助：自分（個）
○日頃から隣近所、地域住民と交流しよう。
○地域での防災や防犯の活動に積極的に参加しよう。
○自らの身を守るため、防災対策に関心を持ち情報を収集し、非常時に備えよう。

互助①：自治会、支え合い委員会等（地域団体）、ボランティアグループ等（福祉団体）、民生委員・児童委員

〇地域行事やイベントなど、住民同士が繋がるきっかけをつくろう。

〇防犯・防災に関する情報収集及び情報共有ができるよう努め、意識の高揚を図ろう。

〇地域で防犯活動や避難行動要支援者へ配慮した防災の活動を積極的に進めよう。

互助②：商店・企業等

〇地域行事やイベントの開催に協力し、繋がりをつくろう。

〇日頃より通学時の子どもの見守りや高齢者の見守りなど、地域防犯に協力しよう。

互助③：福祉関係機関

〇地域での見守り防犯パトロール等に積極的に協力しよう。

〇BCP（事業継続計画）を基に、平時より災害を想定した訓練を実践しよう。

〇施設内での避難訓練の実施、地域で実施される防犯・防災活動に参加・協力しよう。

公助（社協事業）

①防犯対策の強化[地域福祉計画／高齢者計画／障害者計画／再犯防止計画]

・防犯に関する情報発信に防災無線をはじめ SNS 等を活用する。

・再犯防止に関する広報・啓発活動を推進する。

・保護司会や更生保護女性会等の民間のボランティア団体活動との連携を図る。

地域コミュニティネットワーク事業の充実（地域連携）

②災害時避難行動要支援者対策の充実[地域福祉計画／高齢者計画／障害者計画]

・災害時要援護者支援台帳は随時更新し、支援体制づくりに取り組む。

・災害時要配慮者支援のため福祉避難所の確保及び設置に努める。

・要支援者の安否確認方法など仕組みづくりに取り組む。

４５．災害時避難行動支援台帳の整備と情報の共有化（民児連との連携）

※要援護者見守り活動を推進します。

③地域防災対策づくりの推進[地域福祉計画]

・地域の避難所の周知や、避難訓練等を実施する。

・平時より災害防止対策に取り組むため、防災備蓄や災害に関する協定、冠水対策などに取り組む。

・災害時ボランティアセンター運営訓練を実施する。

・避難行動要支援者を支えることを想定し、多機関と連携しながら地域での避難訓練を実施する。

４６．防災マニュアル（災害ボランティアセンター）の作成

※防災を意識した地域づくりを推進します。

基本目標５　地域福祉推進のための人・組織づくり

地域の福祉課題を解決するために中心となって取り組んでいただくための人材育成を目的とした研修等を実施します。

地域福祉を推進する上では、町社協の役割が極めて重要となります。

福祉活動を主体とした、住民参加のまちづくりをこれまで以上に推進していくためにも、町社協の存在意義や事業等への理解を促進すると共に、町社協組織の充実・強化を図ります。

行動目標 5-1	地域福祉活動のリーダーをサポートしよう

【行動目標の推進状況を把握するための計画指標】　※第二次地域福祉（活動）計画の現状値

◆意識調査　◇活動実績	現状値（令和４年度）	目標値（令和11年度）
◆自分の住む地区（字自治会）の民生委員を知っている人の割合	32.5%	50%

[行動目標を実現するために]

①安心して活動するための環境づくり　②地域福祉活動を担う人材育成、次世代に活動継承

住民一人ひとり（自助）、住民同士（互助）、社会保障等の相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）

自助：自分（個）

○地域の活動に関心を持ち情報を収集しよう。

○民生委員・児童委員、支え合い委員の役割や活動を理解し、地域の助け合い活動に参加しよう。

互助①：自治会、支え合い委員会等（地域団体）、ボランティアグループ等（福祉団体）、民生委員・児童委員

○それぞれの団体活動を通して、地域福祉活動を推進する人材の発掘と地域の活性化に繋げよう。

○地域のニーズや強みを活かした活動を展開しよう。

互助②：商店・企業等

○地域の一員として、地域活動へ協力・支援をしよう。

互助③：福祉関係機関

○専門性を活かして、地域活動を推進する人材への活動助言や支援をしよう。

○民生委員・児童委員や支え合い委員の活動へ協力・支援をしよう。

公助（社協事業）

①民生委員・児童委員の養成と研修の強化[地域福祉計画]

- 町民生委員児童委員連合会への活動助成を行い、定例会の開催や研修会を定期的に開催することで資質向上に努める。
- 民生委員・児童委員の担い手確保のため活動の情報発信を行い、役割等について広く町民に周知する。
- 民生委員・児童委員との連携を強化し、地域における福祉活動基盤の強化を行う。

４７．民生委員・児童委員活動の推進、周知

※民生委員児童委員連合会の活動支援のため事務局担当職員を継続して配置します。

※定例会、正副会長会開催の諸準備と出席並びに部会活動の支援を行います。

※一斉改選時期に伴い、担い手確保にむけた取り組みを関係機関と連携しながら図っていきます。

②支え合い委員の養成と研修の強化[地域福祉計画]

- 地域における福祉課題の発見と課題解決に向けた取り組みを推進するため支え合い委員を養成する。
- 連絡会や研修会等を開催し、支え合い委員の活動の活性化を図る。
- 各字・自治会での支え合い委員会の開催に向けた支援と地域福祉活動の取り組みを支援する。

48．支え合い委員会連絡会並びに研修会の開催（２回）

① 支え合い委員委嘱状交付
② 地域コミュニティネットワーク事業について説明
③ 支え合い委員会の取り組みについて事例報告
④ 地域コミュニティネットワーク事業助成金について
⑤ 研修会（講演会）の開催

行動目標 5-2	八重瀬町社協活動を知ろう・協力しよう

【行動目標の推進状況を把握するための計画指標】　※第二次地域福祉（活動）計画の現状値

◆意識調査　◇活動実績	現状値（令和４年度）	目標値（令和11年度）
◆社会福祉協議会の名称も事業内容も知っている人の割合	21.0%	40%
◆社協会費が地域福祉活動に活用されていることを知っている人の割合	32.0%	45%
◆赤い羽根共同募金が地域福祉活動に活用されていることを知っている人の割合	76.8%	80%
◆歳末たすけあい運動が地域福祉活動に活用されていることを知っている人の割合	54.9%	60%
◇コミュニティソーシャルワーカーの配置	３人	８人

[行動目標を実現するために]
①生活課題に応える地域福祉活動の充実　②社協の基盤強化と専門職のスキルアップに向けた取り組み
住民一人ひとり（自助）、住民同士（互助）、社会保障等の相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）

自助：自分（個）
○社協会費や赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金で実施されている社協事業を理解し協力しよう。

互助①：自治会、支え合い委員会等（地域団体）、ボランティアグループ等（福祉団体）、民生委員・児童委員
○社協会費や赤い羽根共同募金等の社協事業を理解し協力しよう。
○社協会費・赤い羽根共同募金の配分金を活用し、地域福祉活動を推進しよう。
○コミュニティソーシャルワーカーに対して、地域特性や課題等の情報提供や活動に協力し共に支え合う地域づくりを推進しよう。

互助②：商店・企業等
○社協会費や赤い羽根共同募金等の社協事業を理解し協力しよう。

互助③：福祉関係機関
○社協会費や赤い羽根共同募金等の社協事業を理解し協力しよう。
○社協会費・赤い羽根共同募金の配分金を活用し、地域福祉活動を推進しよう。

共助①：福祉関係機関
○コミュニティソーシャルワーカーと連携し、地域の福祉課題解決に向けた体制づくりに協力しよう。

公助（社協事業）

八重瀬町社会福祉協議会の基盤強化[地域福祉計画]

運営体制等社協の方針について職員全体で協議し、理事や評議員との連携を深め、組織全体で一体となった運営を行います。

運営体制の強化

・事業推進に必要な職員体制と人員配置を計画的に整備します。
・他市町村社協との連絡会や勉強会を開催し、研修会への積極的な参加を図ります。

職員の専門性向上

・地域福祉の中核機関として職員研修会を充実強化し、専門性や資質の向上、自己研鑽に務めます。

地域福祉活動の活性化

・コミュニティソーシャルワーカーを適正に配置し、地域福祉活動の活性化を図ります。

住民との連携と地域課題解決

・地域課題の解決に向けて、住民や町内外の関係機関と連携し、住みよい地域づくりを推進します。

広域的な取り組みの推進

・県社協や近隣市町村社協、関係機関と連携・協働し、広域的な事業に対応します。

深刻な生活課題への対応

・複合的な課題や制度の狭間にある問題に対し、コミュニティソーシャルワーカーの配置を推進します。
・地域住民や民生委員・児童委員、専門機関との連携・協働を支援し、包括的な解決策を模索します。
・深刻な生活課題（生活困窮、8050 問題、ひきこもり、ヤングケアラーなど）に対応するため、地域に積極的に出向き（アウトリーチ)、個別支援やネットワークの強化に努めます。

１．理事会の開催

６月６日（金)、６月２４日（火)、１１月２１日（金)、令和８年３月１７日（火）

２．評議員会の開催

６月２４日（火)、１２月２日（火)、令和８年３月２５日（水）

３．評議員選任・解任委員会の開催

６月６日（金）　※「変更」、「追加開催」もあります。

４．内部監査の実施

※財務規律の強化並びに本会監事による監査を実施し内部統制機能の強化を図ります。
５月２１日（水）：令和６年度　事業・会計全般について
１１月１２日（水）：令和７年度　上半期事業・会計の執行状況について

５．正副会長会の開催(毎月)　６．職務会の開催(毎月)　７．役職員研修会の開催

※役員並びに職員の研修の機会を設け、資質の向上と育成に努めます。
〇理事・評議員向け　　〇職員向け：ビジネスマナー講習会、その他

安定的財源の確保[地域福祉計画]

地域福祉活動の推進に必要な安定的財源の確保を目指し、以下の取り組みを進めます。

広報活動と認知度の向上

・社協だより、ホームページ、SNS、および社協イメージキャラクター（クックル・アイル）を活用した活動の周知と認知度の向上を図り、社協会員加入を通して地域活動へ協力していることを周知します。

募金活動の推進

・赤い羽根共同募金運動や歳末たすけあい運動の意義や使途を広く周知し、住民が募金に協力しやすい仕組みを構築します。

・テーマ型募金活動を導入し、特定の課題解決に向けた財源確保を進めます。

委託事業や補助金の活用

・地域福祉向上を目的とした事業の委託や補助金助成を通じ、町内の関係機関と協働で取り組みます。

８．社協会員（費）の加入促進（７月１日～７月３１日：戸別・賛助・団体・特別会費）

９．赤い羽根共同募金運動の展開（１０月１日～令和８年３月３１日）

種別：戸別・職域・法人・学校・個人募金、チャリティ

〇赤い羽根共同募金チャリティパークゴルフ交流会を開催します。

１０．歳末たすけあい募金運動の実施（１２月１日～１２月３１日：戸別募金、その他）

※民生委員の協力を得ながら生活困窮世帯へ食料支援等を実施します。

職員の専門性などの資質向上

◆他市町村社会福祉協議会との連絡会や勉強会を定期的に開催し、研修会への積極的な参加を通じて知識や経験の共有を図ります。

◆職員一人ひとりが専門的集団としての自覚を持ち、日常的に資質向上に努めます。また、専門資格の取得やスキル向上のための自己研鑽を支援し、職員の成長に務めます。

◆地域福祉を中核的に推進する組織として、実施事業が町民の信頼を得られるよう、職員の専門性向上と資質向上に継続的に取り組みます。

コミュニティソーシャルワーカーの配置

◆字・自治会は、小地域福祉活動の基礎圏域であり、地域住民のコミュニティ形成の場として重要な役割を果たしています。この役割をさらに強化するため、小学校区ごとにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、字・自治会の活動を支援します。CSWは、地域住民との連携を深め、福祉課題の把握と解決に向けた取り組みを推進します。

◆CSWは、地域生活支援に必要な人々を繋ぐ役割を担い、地域住民の自主的な活動の創出とその支援を行います。 住み良い地域づくりを目指し、地域コミュニティの活性化に貢献します。

◆学校や PTA 等と密接に連携し、住み良い環境の整備や防犯・防災対応が可能な地域づくりを支援します。

◆サービスや支援に繋がれない人々や複数の生活課題を抱える人々に対し、地域に出向く（アウトリーチ）ことで直接支援を行います。地域住民と協働し、個別支援を行うとともに、地域課題解決のためのネットワークづくりを推進します。

福祉人材の育成

☆社会福祉援助技術実習の受け入れ

☆小中学校、就労支援事業所等からの企業体験の受け入れ

◆県内外からの実習生を積極的に受け入れ、社会人としての心構えや福祉現場で働く職員の声を直接学ぶ機会を提供します。これにより、福祉分野における人材確保を目指すとともに、実習生の就職活動を支援します。

◆インクルーシブ教育を目的とした福祉教育プログラムの充実・強化に向けて当事者団体やボランティア団体を対象にした研修会を開催し、地域福祉の担い手育成に努めます。

八重瀬町地域福祉（活動）統合計画策定評価委員会による評価体制の構築

◆地域福祉（活動）統合計画に掲げられた具体的事業及び評価指標の達成状況等に対し、サービス利用者の視点や地域福祉に関わる専門的立場から全体的な評価と進捗に対する提言を行う体制づくりが必要となります。そのため「八重瀬町地域福祉（活動）統合計画策定評価委員会」による総合的な評価体制を構築します。

指定管理受託事業

◆福祉活動の推進など総合的な町民福祉の向上を図るための施設であることから福祉相談、福祉教育、ボランティアの育成、福祉サービスの推進等に関する事業を実施します。また、集会や研修をはじめ関係福祉団体に対して活動の場を提供します。

参　考　資　料

○地域福祉推進の指標としている「県社協のサンクス（THANKS）運動とは・・・」

T　ちいきの　　H　ひとびとが　　A　あかるい　　N　ネットワークを　　K　きずき　　S　ささえあうしゃかい

地域には、様々な課題を抱えている方がいます。
周りには助けを求める相手がいない。またその人の周りにその人を気にかける人が誰もいない状態の「社会的孤立」の状態の人がいます。

これらの社会的孤立の解消・防止に向けて、地域における住民相互の支え合い活動・関係機関が連携して地域における福祉・生活課題の解決を図る仕組みづくりを推進し「地域の人々が明るいネットワークを築き支え合う社会の実現」を目指します。

３つの柱：①住民主体の支え合い活動・住民相互の取り組みの推進
②地域における課題に対して関係機関が連携して対応する取り組みの推進
③コミュニティソーシャルワークを担う人材の配置の推進

八重瀬町社協事業目的等一覧

地域が抱えるさまざまな福祉課題を地域全体の課題として捉え、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的とする。

地域住民が福祉活動に参加できる場づくり、仲間づくり等を支援する。また、地域福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携を進めるとともに具体的な福祉サービスの企画を立案する。

組織の運営・	理事会（9名）	社会福祉協議会の業務執行は、理事会によって行われる。役員としてその責務を理解し、それぞれの立場から積極的に参画して、業務執行が法令や定款に適合して透明性が図られているか判断を行うことを目的として理事会を開催する。（６月＝決算等。１１月＝上半期中間報告等。１月＝補正等。３月＝計画・予算等）
	評議員会（２０名）	法人の重要な議決機関となるので、法人の業務、財産の状況、又は役員の業務執行の状況について審議を行うことを目的に開催する。（６月＝決算等。１２月＝上半期中間報告等。１月＝補正等。３月＝計画・予算等）
	監事監査（２名）	法人運営が適切に行われているかチェックする。業務監査においては、法人運営が定款や法令に従って適法に合理的に行われているか監査し、会計監査においては、決算書が法人の財産状況等を正しく表現しているかを監査する目的で実施する。
	評議員選任・解任委員会	評議員の選任及び解任を行う機関として設置する。委員５名 流れ⇒理事会にて評議員候補者を審議（承認を得る）⇒評議員選任・解任委員会を開催し議決を得る⇒議決された評議員は来る評議員会から出席。
	第三者委員（３名）	社協が提供する福祉サービスに関する苦情への適切な対応を行うことで、福祉サービスに対する利用者の満足度を高めるとともに一定のルールに沿った方法で解決を進め、提供者の信頼及び適正性の確保を図ることを目的に実施する。

執行体制等	正副会長会	毎月開催（職務会から１週間以内） 事業の進捗確認。推進の連携強化と情報共有を図り、組織で取り組む体制づくりを目的とする。理事会、評議員会等の提案事項調整。
	職務会 （正職員）	毎月初めに開催（１週間以内に正副会長会へ） 前月事業実績、当月予定事業の調整、周知事項、協力依頼、情報交換等をすることで全員が共通認識をもつことを目的に開催する。（内容は各班会議で周知）
	職員研修会	**「ビジネスマナー講習会」** 本会は、日常業務において利用者、事業所等各場面において接客の機会が多々ある。また、社協会費や赤い羽根共同募金への依頼等で事業所訪問の機会も増えてきている中で、基本的な接遇マナーを習得し、今一度、的確な応対の仕方、基本動作等を確認し、職員一人ひとりのスキルの向上と臨機応変な対応を身に付けることを目的に研修会を開催する。
	広　　報	**「やえせ社協だより発行（年４回）」** 社協活動情報や福祉関係情報を町内住民や社協会員等へ提供することで福祉に関する理解を深め、共に支えあう地域社会の形成に寄与することを目的として実施する。
		「ホームページ、SNS の更新」 社協活動や福祉関係情報をホームページや SNS を活用しながら住民や関係機関、団体、社協会員等に社協事業や町内の福祉情報をタイムリーに提供するとともに福祉に関する理解を深め、共に支えあう地域社会の形状に寄与することを目的として実施する。
地域福祉活動費財源確保		**「社協会員(会費)強化促進事業（期間７月１日～３１日まで）」** 社協では「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまち」を目指して、地域住民や関係機関・団体等と連携し、事業を推進している。事業を推進する上で自己財源の確保が必要であることから賛同する会員を募ることを目的として月間を設け、運動を展開する。 ※戸別会員５００円、賛助会員１，０００円、団体会員５，０００円 特別会員１０，０００円
		「赤い羽根共同募金運営委員会の開催（９月初旬開催）」 運営委員会に住民の参加を図り、民意が十分に反映できるような委員会とする。また、前年度実績の周知、当年度運動計画等を協議し八重瀬町社協と連携して共同募金運動を行うことを目的とする。 **「赤い羽根共同募金運動　（期間：１０月１日～翌年３月３１日まで）」** 共同募金運動は、住民相互の助け合いを基調とし、地域福祉の推進を目的としてだれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、住民自ら参加する福祉コミュニティづくりへの参加を促し、実現する為の多様な活動を財源面から支援する目的で実施する。 目安：戸別募金５００円、職域募金（管理職１，０００円、一般５００円）、 個人大口５，０００円、法人募金１０，０００円、学校募金

生活困窮者・自立更生支援	自主事業	**「助け合い金庫貸付事業（通年）」** 町内に居住する緊急要保護世帯に対し、当座の生活資金等の貸付を行うことにより、生活の更生を図ることを目的とする。
	自主事業	**「法外援護金交付事業（通年）」** 生活福祉資金やたすけあい金庫が非該当で他の制度等のつなぎの期間生活費が乏しく緊急的に一時的な支援を行い当該世帯の再建につなげることを目的として実施する。
	自主事業	**「歳末たすけあい運動（困窮世帯への食料支援等：１２月１日～）」** 歳末たすけあい運動は、共同募金運動の一環として地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得て様々な福祉活動を重点的に展開する目的で実施する。
	県社協受託 （民生部）	**「生活福祉資金貸付事業（通年）」** 低所得者世帯、障害者世帯、失業者等、日常生活全てに困難を抱えている方に資金の貸し付けと必要な援助指導を行う事により、経済的自立及び生活意欲の促進並びに社会参加促進を図り、安定した生活を送れるように支援することを目的とする。 **「生活福祉資金償還指導（通年）」** 生活福祉資金の貸付けを受け、償還が滞っている借受人等に対し面談を行い計画的な償還ができるよう相談支援を行う。 **「生活福祉資金特例貸付　債権管理期間の充実」** 債権管理期間とは、 １期（令和４年度）　２期（令和５年度～７年度） ３期（令和８年度～１２年度）　４期（令和１３年度～１７年度） 再貸付の最終償還期限（償還猶予１年間を含む）までの１３年間（令和５～１７年度）市町村社協相談体制の強化を図り、県社協とともに増加している生活福祉資金貸付制度に関する相談への対応を図る。
権利擁護	県社協受託 （地域福祉部）	**「日常生活自立支援事業（通年）」** 認知症高齢者や知的障がい、又は精神障がいを持つ方などで判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理及び書類等の預かりサービス等を行い、自立に向けた在宅生活の支援を行う。
地域住民向け・コミュニ	自主事業	**「福祉機器（用具）貸出事業（通年）」** 在宅で日常生活において福祉機器（用具）等を必要とされる方に対し、機器（用具）等を貸し出すことで社会参加を促し、福祉の増進を図ることを目的とする。
	受託事業 （社会福祉課）	**「ふれあいプラザ相談所の開設（ふれあいのまちづくり事業）」** 町民のあらゆる悩みごとや各種相談に応じるため相談所を設置し、適切な助言・指導や他機関と連携して地域生活支援活動を行い、住民の生活向上と地域福祉の増進に資することを目的とする。
	自主事業	**「コミュニティソーシャルワーク事業」** ４小学校区にＣＳＷ職員を配置しながら人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるように関係機関と調整しながら支援する。

ティづくり事業	自主事業	**「地域コミュニティネットワーク事業助成金」** 社協会費、赤い羽根募金配分金、寄付金等の一部を活用し、各地区等の活性化を目的とした活用および社会福祉に関する学習・研修活動等を目的とした事業に助成し、地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。
	受託事業 （社会福祉課）	**「地域における生活困窮者支援等のための地域づくり事業（通年）」** 年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者をはじめ、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通して、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
福祉教育・ボランティアの発掘・育成事業と連携	自主事業	**「小学校区における福祉教育への協力（随時）」** 将来を担う児童・生徒に、主に障がい・高齢についての学習の場を設け、自ら進んでボランティア活動を繰り広げられる「心優しい町づくり」を構築することを目的とする。
	自主事業	**「ボランティア活動推進校（園）指定書交付式並びに連絡会」** 本事業は、町内の保育園、こども園、小・中・高等学校をボランティア活動推進校（園）として指定し、将来の八重瀬町を担う園児・児童・生徒を対象にボランティア活動や体験学習の機会を提供することにより、園児・児童・生徒の自発性や社会性が育まれていくことを目指し、共に生きる住み良い福祉のまちづくりの実現を目的として実施する。
	自主事業	**「小・中・高校生ボランティア研修会の開催」** 小・中・高校生を対象にボランティア研修会を開催し社会全体で支え合う福祉のまちづくりの実現とボランティア活動への理解、関心を醸成することを目的とする。
	自主事業	**「ミニデイサービス代表者連絡会の開催（随時）」** ミニデイサービス「字とーてぃ語らな」介護予防事業として、各字の公民館及び集会所を利用し、地域のボランティアと共に各種サービスを提供する為、連絡会を持つことによりボランティアの資質向上を図る。
	自主事業	**「ボランティア、サークルの支援（通年）」** ボランティアサークル（音訳サークル及び手話サークル）の育成指導や支援を行い、更なる充実・発展・強化をすることを目的とする。
	協力事業	**「２４時間テレビ４８「愛は地球を救う」街頭募金活動」** ２４時間テレビ募金活動は、高齢者、障害者また地球環境保護支援、災害援助、海外人道援助等の支援に活用することを目的として実施する。
高齢者向け	受託事業 （社会福祉課）	**「高齢者の生きがいと健康づくり事業（通年）」** ミニデイサービス「字とーてぃ語らな」介護予防事業として、各字の公民館・集会所等を利用して、高齢者の生きがいと健康づくりを通して高齢者が要介護状態になることの予防及び要介護状態の軽減若しくは悪化の予防を目的とする。また、地域のボランティアを活用し、住民主体の介護予防・自立支援・支え合いの地域づくりに資する活動を展開することを目的とする。
	受託事業 （社会福祉課）	**「いきいき活動支援通所事業（通年）」** 町内高齢者が、八重瀬町社会福祉会館を利用して、運動やレクレーション等を実施することにより、利用した高齢者が要介護状態になることの予防及び要介護状態等の軽減若しくは悪化の予防を目的とする。

事業	受託事業 （社会福祉課）	**「生活支援体制整備事業（通年）」** 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けていくことができるよう生活支援コーディネーターを配置し、地域における社会資源開発や生活支援ニーズの把握を行い、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援する事を目的とする。
	任意事業	**「八重瀬町老人クラブ連合会への協力（兼務職員配置）」**
子育て支援事業	受託事業 （児童家庭課）	**「ファミリーサポートセンター事業（通年）」** 地域全体で子育てを支援することと地域において育児の援助を行いたい人（サポート会員）と育児の援助を受けたい人（ファミリー会員）が行う相互援助活動を支援し、安心して仕事と育児を両立できる環境の整備に努め児童福祉の向上及び労働者の福祉の推進に資することを目的とする。 **①子育てサポート会員養成講座事業** 地域の中で子育てを支援するため、子育て支援に必要な基本的な知識・技術を習得し、自宅での子どもの預かりや保育園、こども園の送迎等育児の支援ができる「サポート会員」の養成を目的とする。 **②スキルアップ講座（ファミリーサポートセンター事業）** 地域の会員同士で支え合うファミリーサポートセンター活動は、地域子育て支援のひとつとしてより重要性を増す中、活動内容も年々多様化し、複雑・困難なケースを扱うことも多くなっています。また、活動中にヒヤリとしたりハッとしたりする場面に遭遇することも考えられることから、活動中の危機意識を高めることと会員同士の情報交換を行うことで資質向上を図ることを目的とする。 **③会員交流会・情報交換会** ファミリーサポートセンターの活動は、地域の子育て支援としてより重要性を増す中、活動内容も年々多様化し、複雑・困難なケースを扱うことが多くなっている。そのことから、子育てサポート会員の情報交換会をおこない、サポート活動時の不安解消や抱え込みを防ぐとともに会員のリフレッシュを図ることを目的とする。
	受託事業 （児童家庭課）	**「ファミリーサポートセンター利用負担軽減事業」** ファミリーサポートセンター事業の利用者に対し、育児の負担軽減を図り、子育てを支援するため、子育てサポート券を交付し利用料の一部を助成することにより、安心して子育てができる環境を整える目的として実施する。
子ども	受託事業 （児童家庭課）	**「子どもの貧困対策支援員事業（通年）」** 八重瀬町の子どもの貧困に関する状況に緊急に対応するため、八重瀬町の実情を踏まえた事業をモデル的・集中的に実施することにより、貧困家庭の子どもの福祉の増進に資することを目的に子どもの貧困対策支援員を配置する。支援員は、地域の子どもの貧困に関する現状及び実態を把握し、学校や学校教育課、児童家庭課等の関係機関との情報共有、子どもの居場所につなげる為の調整をおこなう。

の 貧 困 対 策	補助事業 （児童家庭課）	**「子どもの居場所づくり運営補助事業（通年）」** 八重瀬町の子どもの貧困に関する状況に緊急に対応するため、八重瀬町の実情を踏まえた事業をモデル的・集中的に実施する。子ども達が貧困の連鎖によって将来が閉ざされることがあってはならない。将来を切り開き輝かしいものとする為に、八重瀬町では安心・安全に過ごすことのできる居場所の設置・運営を行い、食事の提供や食育活動の実施、基本的な生活習慣の改善、学習支援をする事で子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。
	受託事業 （児童家庭課）	「支援対象児童等見守り強化事業（通年）」 支援対象児童等として登録されている者の居宅を訪問し、状況の把握や食事の提供等を通じた子どもの見守り体制の強化を図ることを目的とする。 (事業内容) 対象者が属する世帯を訪問することにより対象者の状況を把握し、必要に応じて次の支援等を実施する。 (1)食材等の提供　(2)基本的な生活習慣の習得支援や生活指導 (3)学習習慣の定着等の学習支援 (4)その他町長が必要と認める支援
障害者関係	任意事業	「八重瀬町身体障害者協会への事務局職員の配置（兼務）」
そ の 他	自主事業	**「社会福祉法人施設との連携（通年）」** 改正社会福祉法の施行に伴い、社会福祉法人の地域貢献が義務付けられた。地域福祉を推進する中核的な立場にある本会では、町内の社会福祉法人等と連携を強化し地域の実情に適した協働の事業を推進していく。
	自主事業	**「八重瀬町区長自治会長会・社協役職員情報交換会の開催(６月頃）)** 地域における福祉課題は複雑多様化し、制度やサービスで対応が困難な問題も多く、住民同士の支え合いを基本にした地域の福祉力向上が求められている中で地域住民を代表する区長・自治会長との連携は必要不可欠である。社協が実施している事業や役割等の理解と区長会の活動を理解し相互の連携を図ることで今後の地域支援活動へ繋げていくことを目的に開催する。
	計画評価 （社会福祉課）	**「第３次八重瀬町地域福祉（活動）統合計画評価業務」** 本町では、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定した。 地域福祉（活動）計画の内容を具現化していくためには、計画の進捗状況を管理し、一定の期間においてその達成度を評価する必要がある。そのため、町民との協働により地域福祉に関する課題及び意見を反映させた進捗管理体制を含めた計画の総合的な評価体制づくりを進める。
	自主事業	**「実習生の受け入れ（大学等との調整）」** 「社会福祉士」を目指す者が、社会福祉関連の講義や演習などで学んできた専門的な知識・理論・援助の方法を福祉の現場において実践的な体験に結び付け、相談や援助の仕事に必要な資質や能力・技術を養うことを目的とする。
	指定管理 （社会福祉課）	**「八重瀬町社会福祉会館指定管理受託事業」** 高齢者等の保健福祉の増進と各種福祉サービスの提供、町民と各種福祉団体等との協力による福祉活動の推進など総合的な町民の保健福祉の向上を図る。